

玉名市拠点型介護予防事業（玉名市送迎付体操教室）仕様書

1 事業名

玉名市拠点型介護予防事業（通称「玉名市送迎付体操教室」）

2 事業の目的

本事業は、心身や環境面での支援が必要な概ね 65 歳以上の高齢者（以下「利用者」という。）を対象に、理学療法士等の専門職（以下「専門職」という。）による介護予防プログラムを実施することで介護予防及び重度化防止を図ることを目的に実施する。

併せて、利用者が住み慣れた地域で生きがいや役割をもって暮らせることを目指し、生活行為の改善を身につけ、継続して自立した在宅生活を送ることができるようになることを目的とする。

3 事業実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 実施事業者

本事業の目的を理解し、利用者の自立に向けた介護予防プログラムを提供し実践することができる事業者等とする。

5 事業構成

- (1) プログラムの作成
- (2) プログラムの実施
- (3) 利用者が作成するセルフプラン企画立案への助言
- (4) 利用者の個別相談への対応
- (5) 利用者のプログラム実施状況の確認及び支援方法の提案

6 事業内容

事業は、利用者を自宅から(6)に指定する場所へ送迎し、当該指定する場所で運動、フレイル・認知症予防等に関するプログラムを実施する。詳細は次のとおり。

(1) プログラムの利用対象者

心身や環境面での支援が必要な概ね 65 歳以上で玉名市在住の高齢者。ただし、以下の状態が認められる利用者については、当該利用者に適したサービスを案内すること。

- ① 短期集中的に個別プログラムを実施することで心身機能の改善が見込まれる者
- ② 誘導時に常時付き添いが必要な者
- ③ 車いす等を使用している者
- ④ その他常時配慮が必要な者

(2) 開催頻度 1 か月当たり 4 回（年間 48 回以内）

(3) 利用定員 1 回当たり 25 人程度

- (4) 利用期間 利用者1人につき6か月間とする。
- (5) 実施場所
- ① 玉名会場 玉名市文化センター 大研修室（玉名市繁根木 88 番地 1）
 - ② 岱明会場 玉名市岱明ふれあい健康センター トレーニングルーム（玉名市岱明町中土 1022）
 - ③ 横島会場 玉名市横島町公民館 第 1 会議室（玉名市横島町横島 3644）
 - ④ 天水会場 玉名市天水町公民館 多目的ホール（玉名市天水町小天 7237 番地 1）
- ※ 施設の使用に当たり費用が生じる場合は、予算の範囲内で市が負担する。
- (6) 実施日
- ① 玉名会場 毎週水曜日
 - ② 岱明会場 毎週火曜日
 - ③ 横島会場 毎週木曜日
 - ④ 天水会場 毎週月曜日
- (7) 開催時間 2 時間。なお、当該時間には以下の内容に要する時間は含まないものとする。
- ① 会場準備
 - ② 利用者の送迎及び送り出し
- (8) 利用者の送迎 原則として利用者の送迎を行うものとし、送迎に必要な車両及び運転手の確保は、受託者が責任を持って行うこととする。なお、送迎業務は、一般乗用旅客自動車運送事業者を利用することとも可能とする。
- (9) 事業実施担当者及び配置 リハビリテーション専門職（理学療法士又は作業療法士）、健康運動指導士、看護師又は介護職のうち 3 人以上を配置するものとする。なお、実施者のうちリハビリ専門職を 1 人以上含むものとする。
- (10) 利用申込み 利用希望者は、利用申込書を初回の概ね 1 週間前までに市に提出し、市は申込書を取りまとめの上事業実施者へ提出する。事業実施者は、プログラム利用者リストを作成する。なお、利用者からの電話等でも仮受付ができるものとする。
- (11) 玉名市包括支援センター、生活支援コーディネーター等との連携
- ア 利用者が居住地の情報や介護予防・生活支援のサービス情報などを得られるよう、玉名市包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）や生活支援コーディネーターに情報提供し、連携を図る。
- イ 月 1 回行われる玉名市通所型サービス C 事業（通称「元気あっぷ教室」）の利用者の自立支援について検討する元気あっぷケア会議にリハビリ専門職等を派遣するものとする。
- ウ プログラム実施中に、状態変化等により事業に対応できないと認められる者については、包括支援センターへ情報提供を行い、適切なサービスを案内するよう努める。
- (12) セルフプラン作成 利用者は、受講に先立ち、事業を通しての自らの目標、当該目標を達成するための活動計画等を記載するノートを作成し、事業実施者はこれを支援するものとする。なお、当該ノートは市が別に提供する。また、事業実施者は、利用者がノートを作成するために、プログラム内で 2 回程度面談する。

- (13) プログラム プログラムは、運動プログラム、フレイル・認知症予防プログラム等で構成し、それぞれ1時間程度実施する。この場合において、待機時間等身体を動かさない時間を含む。また、運動プログラムには「キラリかがやけ玉名体操」（以下「キラ玉体操」という。）を毎回取り入れるものとするが、その他のものは実施事業者において検討し取り入れるものとする。なお、キラ玉体操の指導に際しては、あらかじめ、監修者である有明地域リハビリテーション広域支援センターの指導を受けるものとする。
- (14) プログラム実施における留意点 座学や講座等の実施にあたっては、利用者が、事業終了時にどうなりたいかを考え、自立に向けて活用できるものであることが実感できる内容になるよう努めるものとする。

7 委託料及び利用者負担額

- (1) 委託料 委託料は、一括概算払いをし、事業完了時に精算する。なお、利用者の送迎に要する費用は委託料に含むが、当該委託料で送迎車を購入することは認めない。また、備品購入について、介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限るものとし、また、賃借料について、介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限るものとする。
- (2) 利用者負担額 サービス提供に係る利用者負担額は1回当たり500円とし、当該利用者負担額は事業実施者が徴収するものとする。なお、徴収した利用者負担額は事業実施者が1か月ごと又は事業完了後に市に納入すること。

8 実績報告

- (1) 毎月の事業実施後 毎月の事業実施後は、別途指定する事業報告書を作成し、翌月10日までに市に提出すること。なお、事業実施期間中に、市から実施状況について報告を求められた場合はこれに対応すること。
- (2) 事業完了後 事業完了後は、事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に実績報告書に次の書類を添え、市に提出すること。なお、様式については別途市が指定する。
- ① 業務完了届出書 1通
 - ② 利用者出欠票（Excel形式） 1式
 - ③ 利用者のチェックリスト（参加前後） 1式

9 運営に関する基準

- (1) 安全に事業を実施するに当たり、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを作成し、常に安全管理に配慮し実施するものとする。
- (2) 委託業務の実施に際し生じた一切の事故については、受託者においてその損害を速やかに賠償するものとする。なお、送迎及び事業実施中に事故が発生した際は、利用者の家族、ケアマネジメント者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市に速やかに報告し、後日事故発生報告書（事故に対する対応状況及び経過報告等）を作成し市へ提出する。
- (3) 事業実施にあたっては、事業実施者の責において傷害・賠償保険に加入すること。

- (4) 事業従事者又は事業従事者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者や利用者の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 事業従事者の清潔の保持及び健康状態管理のための対策を講じるものとする。

10 その他

- (1) 本事業の参加者のうちプログラム修了生で事業運営のサポーターになることを希望する者、また、本市の他事業において育成したサポーターを本事業のサポーターとして活用するものとし、当該サポーター活用の運営については、受託者が調整する。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、市と協議して決定すること。
- (3) プログラムの実施に当たっては、トラブルの未然防止に努めるとともに、利用者等からの苦情には誠意をもって対応すること。